

## 第7次横浜市産業廃棄物処理 指導計画について

横浜市資源循環局産業廃棄物対策課

### 1 はじめに

横浜市の臨海部には世界有数の工業地帯が形成されており、電子機器、機械、自動車など多様な製造業の拠点となっています。また市内にはIT関連企業も多数立地し、産業クラスターの形成が進むなど、展開される事業活動は大変多岐にわたり、年間約1,100万トンの産業廃棄物が発生しています。

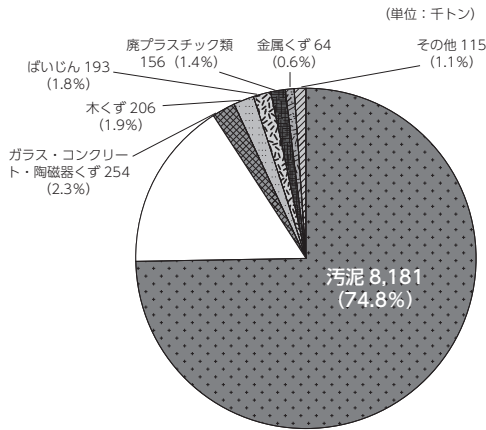


図1 横浜市の産業廃棄物の種類別発生量(平成24年度)

産業廃棄物の発生量予測は、平成24年度の発生量10,930千トンに対し、平成32年度の発生量は544千トン増加して11,474千トンになると見込んでおります。

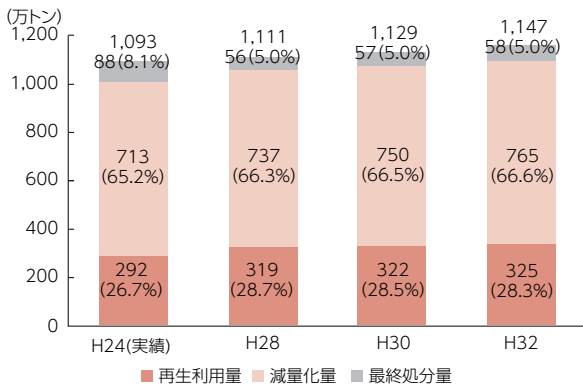


図2 横浜市における産業廃棄物の発生量の予測

本市では、市内で発生又は処理される産業廃棄物の減量化・資源化、適正処理を進めるため、産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化した横浜市産業廃棄物処理指導計画(以下「処

理指導計画」という。)を昭和60年以降、5年ごとに策定してきました。

処理指導計画は、廃棄物処理法に基づく法定計画ではありませんが、廃棄物処理法、各種リサイクル法、社会情勢の変化等を踏まえ、本市の実情を勘案して、効果的に産業廃棄物行政を進めていくための具体的な施策を定めたものです。

今般、第6次処理指導計画が平成27年度で満了することに伴い、引き続き産業廃棄物の減量化・資源化、適正処理等を推進するとともに、災害廃棄物対策に的確に取り組むため、第7次処理指導計画(以下「第7次計画」という。)を策定しました。

### 2 第7次計画に向けての課題

#### (1) 最終処分量の削減

本市における平成32年度の最終処分量は平成24年度実績に比べて減少する見込みですが、循環型社会を実現していくために、最終処分量のより一層の削減指導を継続していく必要があります。

#### (2) 建設系廃棄物の適正処理

解体工事に伴って排出される建設系廃棄物については、市街化調整区域等の資材置き場で過剰に保管されているケースが見受けられるため、事業者に対する保管基準の遵守等の指導を徹底する必要があります。

#### (3) 有害廃棄物の適正処理

アスベスト廃棄物やPCB廃棄物等の有害廃棄物は、環境への深刻な影響を及ぼすおそれがあるため、事業者に対する適正処理指導を徹底する必要があります。

#### (4) 災害廃棄物対策

大規模災害が発生した場合に膨大に排出される災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うために、平時にその対策を取りまとめておくことが必要です。

### 3 第7次計画の目標

第7次計画に向けての課題を踏まえたうえで、持続可能な循環型社会の構築を目指すために、第7次計画では3つの目標を設定しました。

# 行政のうごき

## (1) 更なる3Rの推進

持続可能な循環型社会を実現するためには、産業廃棄物の最終処分量を削減する必要があります。多量排出事業者等が行う発生抑制、再使用、再生利用の取組を支援していきます。目標達成の目安として、最終処分率を平成32年度において、4%以下とすることを目指します。

## (2) 適正処理の徹底

良好な生活環境を保全していくためには、有害物質が後世の環境に悪影響を及ぼさないように努めていく必要があります。そのため、産業廃棄物の適正処理指導を徹底するとともに、建設系廃棄物を過剰に保管する事業者に対する保管基準の遵守を指導していきます。

## (3) 大規模災害への備え

大規模災害時でも廃棄物を適正に処理し、速やかな復興を実現するためには事前の準備が重要です。災害廃棄物の処理手順の検討等に取り組むことにより、大規模災害時でも適正かつ迅速に災害廃棄物の処理ができる体制を整備します。

## 4 具体的施策の紹介

3つの目標を達成するために、「循環型社会の推進」、「安全・安心な廃棄物処理の推進」、「災害廃棄物対策への取組」を3つの施策の柱として、各施策を展開します。

各施策の柱に係る具体的な施策の例を以下に記します。

### (1) 「循環型社会の推進」に係る施策

産業廃棄物の3Rに取り組む事業者を支援するために、「横浜市中小企業技術相談事業」を活用して専門家を派遣し、工程管理や品質管理等の改善を通じて3Rを推進します。

～横浜市中小企業技術相談事業とは～

横浜市の補助を受けて公益財団法人横浜企業経営支援財団が実施する事業で、市内中小企業の新製品・新技術の開発等について、豊富な知識と経験を有する技術アドバイザーが企業を訪問し技術アドバイスをを行います。

このほか、多量排出事業者への3R推進指導や、建設系廃棄物の3R推進等に取り組めます。

### (2) 「安全・安心な廃棄物処理の推進」に係る施策

電子マニフェストの普及に関して、神奈川県内の自治体と協力して電子マニフェストの操作に係る説明会を開催するな

ど、排出事業者及び産業廃棄物処理業者の電子マニフェスト加入を促進します。また、庁内での電子マニフェストの利用拡大に取り組んでいきます。



写真1 説明会の様子

このほか、アスベストやPCB等の有害物質を含む廃棄物の適正処理指導や、排出事業者・処理業者への適正処理指導等に取り組めます。

### (3) 「災害廃棄物対策への取組」に係る施策

公有地のうち、災害廃棄物の仮置場として優先して使用できる土地の事前整理について検討するとともに、民間事業者が所有する遊休地等を仮置場候補地とすることについて検討します。

平成28年6月には、市内3大学と、大学グラウンドを仮置場候補地とする協定を締結しました。



写真2 協定締結式の様子

このほか、災害廃棄物の処理手順の検討や、関係機関との連携強化等に取り組めます。